

緊急事態宣言期間中における区立小・中学校等の対応について

感染症対策を徹底しながら、教育活動を行う。

施設	開設状況	備考
区立小・中学校・幼稚園	実施	<p>【授業】 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。</p> <p>【給食・弁当】 手洗いや換気、マスクの着用、対面や会話を控えた喫食等を徹底する。</p> <p>【校内・校外行事】 延期または休止。 ※ 感染症状況を見ながら、教育委員会と実施可否を協議する。 ※ 5月実施予定の宿泊行事は6月以降に延期する。</p> <p>【としま土曜授業】 学校公開は中止。</p> <p>【部活動】 休止。 ただし、大会前の部活動に限り、感染対策を講じた上で、限定した人数による活動を実施する。</p>
幼稚園の預かり保育	実施	
子どもスキップ（学童クラブ）	実施	
子どもスキップ（一般利用）	休止	
放課後子ども教室	休止	
校庭開放（児童の遊び場開放）	実施	
学校開放（団体開放）	休止	
教育センター	実施	

区立幼稚園長様
区立小・中学校長様

豊島区教育委員会事務局
教育部長 児玉辰哉

緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

日頃より新型コロナウイルス感染症対策を徹底した学校・園の運営にご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

今後、国より緊急事態宣言が発令された場合、学校園におきましては、より一層の感染防止対策の徹底が求められます。

つきましては、下記の内容を踏まえ、より一層の感染対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1 今後の学校・園の運営の基本方針について—緊急事態宣言が解除されるまで

豊島区新型コロナウイルス感染症対策会議決定に基づき、緊急事態宣言が解除されるまでの学校・園運営については、次の通りとする。ただし、今後の感染状況に応じて、随時変更する場合もある。

授業・保育	実施 ※ 感染症対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い活動は、行わない
給食（小・中学校） 弁当（幼稚園）	実施 ※ 手洗いや換気、マスクの着用、対面や会話を控えた喫食等を、徹底する
校・園内で行う行事	延期または休止 ※ 感染状況を見ながら、教育委員会と実施可否の協議を行う
校外・園外で行う行事	延期または休止 ※ 感染状況を見ながら、教育委員会と実施可否の協議を行う ※ 5月実施予定の宿泊行事は6月以降に延期する（今後、小中校長会と詳細を協議）
としま土曜授業	実施 ※ 学校公開は休止
学童クラブ	実施
子どもスキップ（一般利用）	休止
放課後子ども教室	休止
校庭開放（児童の遊び場開放）	実施
学校開放（団体開放）	休止
教育センター（日本語教室及び適応指導教室）	実施
教育センター（教育相談）	実施
預かり保育	実施
部活動	休止 ※ 大会前の部活動に限り、感染対策を講じた上で、限定した人数による活動を実施する

2 学習活動について—緊急事態宣言が解除されるまで

感染症対策を講じて、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例) ・グループや少人数等での話し合い活動

・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動

・家庭科における調理実習

・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）

・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習 等

3 給食について

換気や手洗い、配膳時のマスクの着用、対面を避け、会話を避けた食事など、改めて感染症予防対策徹底して、実施する。

4 学校行事等について—緊急事態宣言が解除されるまで

○ 幼児・児童・生徒等が一堂に集まって行う学校・園行事、集会は、延期または休止する。

○ 校（園）外に移動しての活動は、延期または休止する。

※ 5月実施予定の小学校6年生移動教室（館山）、特別支援学級移動教室（都内）、中学校1年生移動教室（横浜）、2年生移動教室（成田）、3年生修学旅行（石川）は、6月以降に延期する。

5 家庭における感染症対策の依頼について

○ 普段の感染予防策（3密の回避・正しい手洗い・マスクの着用・健康観察等）の徹底とともに、20時以降の不要不急の外出は避けることを、ホームページや学校だより等で家庭に依頼する。

○ 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛することも合わせて呼びかける。

6 教職員等の健康管理の徹底について

○ 普段の感染予防策（3密の回避・正しい手洗い・マスクの着用・健康観察等）の徹底とともに、勤務時間外においても、感染症予防策の徹底を呼びかける。

○ 20時以降の不要不急の外出は避けるとともに、不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛するよう、周知する。

7 学校・園の対応のスケジュールについて

幼児・児童・生徒及び保護者には、以下の日程で周知する。

区ホームページでのお知らせ	令和3年4月23日（金）夕方（予定）
学校だよりや保護者あて通知の配付	令和3年4月23日（金）
保護者あて通知を学校・園のホームページでお知らせ	令和3年4月23日（金）

8 その他

(1) 保護者あて通知については、別添の区作成の文例を参考とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への不安から、登校を見合わせる場合は、これまでと同様に出席停止とし、欠席扱いとしない対応を行うとともに、積極的にタブレットPCを活用する等して、欠席による不利益を被ることのないよう、特段の配慮を行う。

〔担 当〕

指 導 課 長 佐 藤 明 子

統括指導主事 丸 山 順 子

統括指導主事 関 根 憲 一

電 話 3 9 8 1 - 1 1 4 6

令和3年4月23日

保護者の皆様

豊島区教育委員会
教育部長 兒玉 辰哉
豊島区立●●中学校
校 長 ●● ●●

緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

保護者の皆様には、日頃より学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に関しまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

今後、国より緊急事態宣言が発令された場合、区立中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組につきまして、以下のとおり実施いたします。

区立中学校におきましては、今後も対応期間に関わらず、感染症予防対策を最優先にした教育活動を実施してまいります。ご家庭におかれましても、お子様の感染症予防対策に万全を尽くされますようお願い申し上げます。

1 緊急事態宣言が解除されるまでの教育活動について

授業・給食	実施
校内で行う行事	延期または休止 ※ 活動の主旨を鑑み、最終的な実施の判断は校長と教育委員会で協議する。
校外で行う行事	延期または休止 ※ 活動の主旨を鑑み、最終的な実施の判断は校長と教育委員会で協議する。 ※ 5月実施予定の1年生移動教室(横浜)、2年生移動教室(成田)、3年生修学旅行(石川)は、延期することを検討しています。後日改めて詳細について連絡いたします。
としま土曜授業	実施 ※ 学校公開は、休止
部活動	休止 ※ 大会前の部活動に限り、感染対策を講じた上で、限定した人数による活動を実施する。
学校開放(団体開放)	休止
教育センター(日本語教室及び適応指導教室)	実施
教育センター(教育相談)	実施

2 学校における感染症対策について

- (1) 各教科の授業や学校行事等における配慮として、感染症対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い活動については、緊急事態宣言が解除されるまで行いません。
- (2) 家庭のご判断で登校しない場合は、欠席扱いとはいたしません。

3 家庭における感染症対策について

- (1) 引き続き、普段の感染予防策(3密の回避・正しい手洗い・マスクの着用・健康観察等)の徹底をお願いいたします。
- (2) 不要不急の20時以降の外出は避け、都県をまたぐ移動は自粛するようお願いいたします。

4 その他

ご不明な点につきましては、本校副校長までご連絡ください。

【問い合わせ先】 豊島区立●●中学校
副校長 ●● ●●
TEL ●●●●●●●●●●●●●●●●

保護者の皆様

豊島区教育委員会
 教育部長 児玉 辰哉
 豊島区立●●小学校
 校長 ●● ●●

緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

保護者の皆様には、日頃より学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に関しまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

今後、国より緊急事態宣言が発令された場合、区立小学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組につきまして、以下のとおり実施いたします。

区立小学校におきましては、今後も対応期間に関わらず、感染症予防対策を最優先にした教育活動を実施してまいります。ご家庭におかれましても、お子様の感染症予防対策に万全を尽くされますようお願い申し上げます。

1 緊急事態宣言が解除されるまでの教育活動について

授業・給食	実施
校内で行う行事	延期または休止 ※ 活動の主旨を鑑み、最終的な実施の判断は、校長と教育委員会で協議を行う。
校外で行う行事	延期または休止 ※ 活動の主旨を鑑み、最終的な実施の判断は、校長と教育委員会で協議を行う。 ※ 5月実施予定の6年生移動教室（館山）、特別支援学級移動教室（都内）については、延期することを検討しています。後日改めて詳細について連絡いたします。
としま土曜授業	実施 ※学校公開は、休止
学童クラブ	実施
子どもスキップ（一般利用）	休止
放課後子ども教室	休止
校庭開放（児童の遊び場開放）	実施
学校開放（団体開放）	休止
教育センター（日本語教室及び適応指導教室）	実施
教育センター（教育相談）	実施

2 学校における感染症対策について

- (1) 各教科の授業や学校行事等における配慮として、感染症対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い活動については、緊急事態宣言が解除されるまで行いません。
- (2) 家庭のご判断で登校しない場合は、欠席扱いとはいたしません。

3 家庭における感染症対策について

- (1) 引き続き、普段の感染予防策（3密の回避・正しい手洗い・マスクの着用・健康観察等）の徹底をお願いいたします。
- (2) 不要不急の20時以降の外出は避け、都県をまたぐ移動は自粛するようお願いいたします。

4 その他

ご不明な点につきましては、本校副校長までご連絡ください。

【問い合わせ先】 豊島区立●●小学校
 副校長 ●● ●●
 TEL ●●●●●●●●●●

令和3年4月23日

保護者の皆様

豊島区教育委員会
教育部長 兒玉 辰哉
豊島区立●●幼稚園
園長 ●●●●

緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

保護者の皆様には、日頃より学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に関しまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

今後、国より緊急事態宣言が発令された場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組につきまして、以下のとおり実施いたします。

区立幼稚園におきましては、今後も対応期間に関わらず、感染症予防対策を最優先にした教育活動を実施してまいります。ご家庭におかれましても、お子様の感染症予防対策に万全を尽くされますようお願い申し上げます。

1 緊急事態宣言が解除されるまでの教育活動（年少・年長）について

保育	実施
弁当	実施 ※ 手洗いや換気、マスクの着用、対面や会話を控えた喫食等を、徹底する。
園内で行う行事	延期または休止 ※ 活動の主旨を鑑み、最終的な実施の判断は、園長と教育委員会で協議する。
園外で行う行事	延期または休止 ※ 活動の主旨を鑑み、最終的な実施の判断は、園長と教育委員会で協議する。
預かり保育	実施
教育センター（教育相談）	実施

2 園における感染症対策について

- (1) 保育や園行事等における配慮として、感染症対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い活動については、緊急事態宣言が解除されるまで行いません。
- (2) 家庭のご判断で登園しない場合は、欠席扱いとはいたしません。

3 家庭における感染症対策について

- (1) 引き続き、普段の感染予防策（3密の回避・正しい手洗い・マスクの着用・健康観察等）の徹底をお願いいたします。
- (2) 不要不急の20時以降の外出は避け、都県をまたぐ移動は自粛するようお願いいたします。

4 その他

ご不明な点につきましては、園長までご連絡ください。

【問い合わせ先】

豊島区立●●幼稚園
園長 ●●●●
TEL ●●●●●●●●